

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存				
共	00	00	10	31
5 年				
宮 本 規 第 2 3 1 8 号				
令 和 6 年 9 月 2 日				
宮 城 県 警 察 本 部 長				

道路使用許可取扱要綱の改正について（通達）

道路使用許可の取扱いについては、「道路使用許可取扱要綱の一部改正について（通達）」（平成18年12月26日付け宮本規第2862号）に基づき運用してきたところであるが、別添のとおり道路使用許可取扱要綱を改正したので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 主な改正点

- (1) 道路使用許可の取扱いに関する規定の見直し及び整理を行った。
- (2) 規定する様式の見直しを行った。
- (3) その他文言の整理等を行った。

2 施行年月日

令和6年10月1日

別添

道路使用許可取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条から第80条まで、第108条の31、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第10条から第12条まで及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）第22条から第25条までの規定に基づく警察署長及び宮城県高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）が行う道路使用許可（以下「許可」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 許可の対象行為

1 法第77条第1項第1号に規定する行為（以下「1号許可」という。）

- (1) 道路の改築、維持、修繕、清掃等の工事又は作業（以下「道路工事」という。）
- (2) 水道管、下水道管、ガス管若しくは電力線、電話線その他電線類を収容する管路等を地下に埋設し、若しくはその保守管理等を行う工事又は作業（以下「管路埋設工事」という。）
- (3) 地下鉄工事、地下道工事、地下街工事その他これらに類する工事又は作業（以下「地下鉄等工事」という。）
- (4) 跨道橋等の架設、改良及び修理に伴う工事又は作業（以下「跨道橋工事」という。）
- (5) 電気、電話、有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送、電車等の架空線及びその附属物の設置若しくはその保守管理等を行う工事又は作業（以下「架空線作業」という。）
- (6) マンホール等を使用して行うケーブル等の引込み作業、マンホール内の点検、補修等の作業その他道路の地下における作業（以下「マンホール作業」という。）
- (7) 道路上空において、つり足場、ゴンドラ等を使用して行う工事又は作業（以下「ゴンドラ作業」という。）
- (8) 道路において測量、測定、交通量調査等を行う作業（以下「測量等作業」という。）
- (9) 道路において、資機材等の搬出入、コンクリートミキサー車による生コンクリートの打設又はクレーン車による懸吊^{ちょう}等を行う作業（以下「搬出入等作業」という。）
- (10) 道路において採血、レントゲン撮影等を行う作業（以下「採血等作業」という。）
- (11) 道路において移動入浴車等を使用して入浴等を行う作業（以下「移動入浴作業」という。）
- (12) その他道路を使用して行う工事又は作業

2 法第77条第1項第2号に規定する行為（以下「2号許可」という。）

- (1) 石碑、銅像、広告塔、飾塔その他これらに類する物の設置
- (2) 公衆電話ボックス、郵便ポスト、変圧塔、配電箱等の設置
- (3) 電柱、街路灯、地上式消火栓、消火栓標識その他これらに類する物の設置
- (4) バス停留所等標示施設の設置
- (5) バス停留所のベンチ等の設置
- (6) バス停留所等の上屋の設置
- (7) アーケードの設置
- (8) アーチ等の設置
- (9) 家屋に取り付ける日除けの設置
- (10) 上空通路の設置
- (11) 舞台、やぐら等の設置
- (12) 建築作業用工作物の設置
- (13) 立看板、掲示板、案内板、広告板その他これらに類する物の設置
- (14) 電柱等の添架広告物、取付け看板、標灯等の設置
- (15) 横断幕等の設置
- (16) のぼり、小旗、提灯、造花、飾灯その他これらに類する飾り付けの設置
- (17) その他道路上又は道路の上空における工作物の設置

3 法第77条第1項第3号に規定する行為（以下「3号許可」という。）

- (1) 露店又は屋台店の出店
- (2) 商店が臨時に出す商品の陳列台を出すこと。
- (3) オープンカフェ、キッチンカー等の出店
- (4) その他露店又は屋台店に類する店の出店

4 法第77条第1項第4号に規定する行為（以下「4号許可」という。）

法第77条第1項第4号の規定により、県規則第22条に定める行為で、一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態、方法又は行為であるものとする。

- (1) 祭礼行事、記念行事、式典等を行うこと（以下「祭礼行事等」という。）。
- (2) マラソン、駅伝、自転車ロードレース、トライアスロン等の競技会を行うこと（以下「路上競技等」という。）。
- (3) 集団行進、集団示威運動、パレード等を行うこと（行列行進集団示威運動に関する条例（昭和24年宮城県条例第47号。以下「公安条例」という。）で定める行列行進又は集団示威運動を含む。以下「集団行進等」という。）。
- (4) 演芸、演奏、演説、映写、放送等を行うこと（以下「人寄せ等」という。）。
- (5) 消防、避難、救護その他の訓練を行うこと（以下「消防訓練等」という。）。
- (6) 旗、のぼり、看板、あんどんその他これに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、若しくは特異な装いをして広告又は宣伝をすること（以下「広告宣伝等」という。）。
- (7) 車両に著しく人目を引くような特異な装飾その他の装いをして通行すること

- (以下「車両装飾通行等」という。))。
- (8) 広告又は宣伝のため、車両等で拡声器等を用いて放送しながら通行すること (以下「車両街宣等」という。))。
 - (9) 人が集まるような方法で寄附を募集し、又は署名を求めること (以下「寄附募集等」という。))。
 - (10) 広告、宣伝等の印刷物を通行する者に交付すること (以下「宣伝物交付等」という。))。
 - (11) ロケーション、撮影会、録音会その他これらに類する行為をすること (以下「ロケーション等」という。))。
 - (12) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行する実証実験をすること (以下「ロボット実証実験等」という。))。

第3 許可の申請者

1 1号許可

1号許可の申請者は、工事又は作業 (以下「工事等」という。) を行おうとする者又は当該工事等の請負人であつて、当該工事等の全般について管理する者とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合は、その代表者又はそれに準ずる者とする。

2 2号許可

2号許可の申請者は、道路に工作物を設置しようとする者 (工作物の管理権を有する者) とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合は、その代表者又はそれに準ずる者とする。

3 3号許可

3号許可の申請者は、店を出すという行為についての経営の主体とする。

4 4号許可

4号許可の申請者は、対象行為の主体で、多数人が関与する行為の場合は、当該行為を管理する立場にある者とする。

第4 許可の件数及び期間の基準

1 許可の件数の基準

許可は、原則として道路を使用する1つの行為について、1件として取り扱うこと。ただし、別表第1の許可の件数及び期間の基準 (以下「許可基準」という。) に定める場合及び次に掲げる場合は、例外的に包括して1件の許可として取り扱うことができるものとする。

- (1) 形式的には2つ以上の行為であるが、同一警察署管内の場所的に近接した道路において、行為の目的、時間、場所及び方法又は態様が客観的に一体として捉えられるもので、かつ、一体として捉えて許可を与えても交通の安全と円滑を確保することができる場合

- (2) 同一の者が同一目的で2つ以上の異なる道路使用行為を行うこととなる場合で、1つの道路使用行為が他の道路使用行為の前提となっていると認められる場合又は他の道路使用行為に付随する行為である場合
- (3) 同一の者が行う公益性の高い工事等のうち、定型的かつ軽易なものを順次又は同時に行う場合で、1か所当たりの工事等の範囲が狭く、かつ、短時間（おおむね3日以内）に完了する複数の工事等を、署長等が定めた区域内において行う場合
- (4) 祭礼、イベント等で複数の露店、屋台店その他これらに類する店（以下「露店等」という。）が同一の機会に出店する場合で、露店等の運営全体が一の運営団体の管理及び責任の下で一体として運営されている実態がある場合

2 許可の期間の基準

許可の期間は、原則として許可基準に定めるとおりとする。

なお、申請された行為が、許可基準に定めのない分類の行為であり、かつ法第76条に該当しないものであるときは、当該行為の性質、形態（反復性、継続性及び移動性）等に着目して許可の相当性を判断し、許可することが相当と判断される場合には、類似行為の許可の期間と矛盾がないよう許可の期間を判断すること。

第5 許可申請の受理

1 申請の受理者

(1) 申請の受理者

許可の申請は、当該申請に係る道路の場所を管轄する署長等が受理するものとする。

(2) 申請の受理者の特例

ア 2以上の署長等の管轄にわたる許可申請

申請に係る場所が、本県内の2以上の署長等の管轄にわたるときは、原則として出発地又は主たる場所を管轄する署長等が受理するものとする。

イ 他の公安委員会の管轄にわたる許可申請

申請に係る場所が、他の公安委員会の管轄にわたるときは、それぞれの公安委員会の管理に属する署長等が申請を受理するものとし、本県においては、原則として出発地又は入県する場所を管轄する署長等が申請を受理するものとする。

2 申請書類

許可の受理に際しては、申請者から規則第10条第2項に規定する道路使用許可申請書（以下「申請書」という。）2通に加え、県規則第25条に規定する書類2通ずつの提出を受けることとし、許可の審査に必要と認めるときは、各号の許可ごとに次に掲げる書類2通ずつの提出を求めるものとする。

なお、申請書以外の提出書類（以下「添付書類」という。）については、申請者の負担の軽減を図るため、許可の判断に必要な無い書類の提出を求めない等、可能な限り簡素合理化を図ること。

(1) 1号許可

- ア 工事等を行うため、道路の1車線以上を使用する場合は、周辺道路の状況及び回路の状況並びに交通量の調査結果を記載した書類
- イ 他の法令等により官公署の許可又は確認等が必要と認められるときは、その許可証又は確認書等の写し
- ウ 工事等の実施に伴い、土地、建物の所有者又は占有者若しくは居住者等の承諾が必要と認められるときは、その承諾書等の写し

(2) 2号許可

- ア 工作物等を設置するため、工事等を行う道路の1車線以上を使用する場合は、周辺道路の状況及び回路の状況並びに交通量の調査結果を記載した書類
- イ 他の法令等により官公署の許可又は確認等が必要と認められるときは、その許可証又は確認書等の写し
- ウ 工作物等を設置するため、土地、建物の所有者又は占有者若しくは居住者等の承諾が必要と認められるときは、その承諾書等の写し

(3) 3号許可

- ア 露店等の形態を記載した図面
- イ 他の法令等により官公署の許可又は確認等が必要と認められるときは、その許可証又は確認書等の写し
- ウ 露店等を出すため、土地、建物の所有者又は占有者若しくは居住者等の承諾が必要と認められるときは、その承諾書等の写し

(4) 4号許可

- ア 申請に係る道路使用の計画書
- イ 土地、建物の所有者又は占有者若しくは居住者等の承諾が必要と認められるときは、その承諾書等の写し

3 申請の受理

- (1) 署長等は、許可の申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項について確認し、申請書等から当該申請の内容が明確に判断し得るものである場合には、これを受理するものとする。

- ア 申請者は、当該行為に対して適当な者か。
- イ 申請する行為は、許可の対象行為か。
- ウ 申請書は、所定の様式を使用し、記載内容は適切か。
- エ 申請書等により、申請行為が明確になっているか。
- オ 道路使用の目的（行為）、場所（区間）、方法等に問題はないか。

- (2) 署長等は、許可の申請を受理したときは、道路使用許可申請受理簿（別記様式第1号。以下「受理簿」という。）に必要事項を記載し、申請ごとの暦年の番号（以下「受理番号」という。）を付与して当該申請の処理状況を管理するものとする。

4 関係者等との協議

(1) 2以上の署長等の管轄にわたる場合の協議

本県内の2以上の署長等の管轄にわたる許可の申請を受理した署長等は、関係署長等に対して、当該申請に対する処分等について協議するものとする。

この場合において、当該申請に対する協議を受けた署長等は、当該申請について必要な審査を行い、当該許可に伴う支障の有無や法第77条第3項に規定する、許可をする場合の必要な条件（以下「許可条件」という。）等についての意見を受理署長等に回答するものとする。

(2) 他の公安委員会の管轄にわたる場合の協議

他の公安委員会の管轄にわたる許可の申請を受理した署長等は、申請者に対して、他の公安委員会の管理に属する署長等への事前相談又は許可申請を指導するとともに、当該署長等に申請に対する処分や許可条件等について連絡調整を図るものとする。

(3) 道路占用許可と競合する場合の協議

ア 署長等は、許可の申請に係る行為が、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものである場合は、法第79条の規定に基づき、協議台帳（別記様式第2号）に必要事項を記載の上、道路使用許可協議書（別記様式第3号）により、道路管理者に協議し、その回答を得てから許可するものとする。ただし、既に当該道路管理者の判断を了知している場合はこの限りでない。

イ 署長等は、道路管理者から道路法第32条第5項の規定による協議を受けたときは、協議台帳に必要事項を記載の上、当該協議に係る行為について審査し、許可の適否及び必要な意見を付して、当該協議で指定された様式の文書又は任意の様式の文書により、当該道路管理者に回答するものとする。

ウ 署長等は、署長等の道路使用許可に係る判断と道路管理者の道路占用許可に係る判断に相違が認められる場合は、必要により当該道路管理者等と意見の交換を行い、合意形成を図るものとする。

(4) 法第80条の規定による道路管理者からの協議

ア 署長等は、道路管理者から法第80条の規定による協議を受けたときは、協議台帳に記載の上、当該工事等の時期、方法並びに工事等に伴う道路交通に対する措置について検討し、必要な意見を付して、当該協議で指定された様式の文書又は任意の様式の文書により、回答するものとする。

イ 緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議するいとまがないと認められるときは、電話又は口頭により、法第80条に規定する協議を受理することができる。この場合において、署長等は、電話又は口頭により、必要な意見を付して回答するものとする。ただし、文書による協議に要する期間内に工事等が終了するもの又は工事等の一部を実施しなければならないものに限ることとし、文書による協議に要する期間を超えて同一工事を実施する場合は、

別途協議の文書を提出するよう指導すること。

5 申請の受理に係る特例

(1) 公安条例と競合する場合

公安条例に規定する行為を行う者が、宮城県公安委員会に対して行列行進集団示威運動に関する条例の施行規則（昭和30年宮城県公安委員会規則第3号。以下「公安条例施行規則」という。）で定める行列行進集団示威運動許可申請書を提出した場合において、当該行為が道路使用許可の対象行為と競合するときは、規則第10条第4項の規定に基づき、当該申請書を道路使用許可申請書とみなし、署長等への許可の申請として取り扱うものとする。

(2) 緊急を要する工事等

災害又は事故等により、道路において緊急に工事等を行わなければ被害の拡大又はライフライン等に重大な支障が生じることが予想され、かつ、文書による許可の申請をするいとまがないと認められるときは、電話又は口頭による申告をもって、許可の申請があったものとみなすものとする。この場合において、申告を受けた署長等は、文書で申請を受理した場合に準じて審査し、許可条件その他の指導事項を電話又は口頭により回答するものとする。

また、この取扱いを行った場合は緊急工事等受理簿（別記様式第4号）に必要事項を記載して、その経緯を明らかにしておくとともに、当該工事等の終了後速やかに、工事等を行った者から当該工事等に係る許可の申請書等を提出させるものとする。

第6 申請手数料

1 手数料の徴収

許可の申請を受理した署長等は、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号。以下「手数料条例」という。）の規定に基づき、申請者から手数料の徴収を行うものとする。

なお、手数料は1件の申請ごとに徴収するものとし、既に徴収した手数料は、申請者から申請の取り下げがあった場合又は許可をしない場合であっても還付しないものとする。

2 手数料の免除

申請が手数料条例に規定する手数料の免除事由に該当する場合又は本部長が別に定める場合は、申請者からの手数料の徴収を免除するものとする。

第7 許可の審査等

1 許可の審査

(1) 審査上の判断基準

署長等は、許可の申請を受理したときは、当該申請により行われる行為について、別表第2の審査上の判断基準（以下「判断基準」という。）により審査し、法第77条第2項各号への該当性を判断すること。

(2) 現地調査

署長等は、申請を審査する上で必要と認められるときは、当該申請の場所の現地調査を行って申請内容の妥当性の確認を行い、許可の可否及び条件付与の検討を行うものとする。

2 許可条件の付与

署長等は、許可に当たって許可条件を付そうとするときは、判断基準を参考に許可条件を付与するものとする。ただし、付与する許可条件は、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑を図るための必要最小限度のものにとどめること。

3 指導事項

署長等は、許可に当たり、許可の事務の範囲内及び公序良俗又は一般良識等に関わる事項について、任意の協力を求める行政指導を指導事項として文書で行うことができる。

4 一部不許可処分又は不許可処分

署長等は、許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が法第77条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、一部不許可処分又は不許可処分を行うことができる。この場合において、後日、審査請求又は処分の取消訴訟が提起される場合に備えて、当該処分の適法性を疎明する資料を準備するものとする。

第8 道路使用許可証の作成、交付等

1 道路使用許可証の作成

規則第10条第2項に規定する道路使用許可証（以下「許可証」という。）の作成は、次によるものとする。

- (1) 許可証は、申請者から提出を受けた申請書等のうち1通は許可証の正本、1通は所属に備える副本とし、申請書の道路使用許可証欄への許可番号や許可日等の必要事項の記載及び正本に署長等の公印を押印して作成し、正本と副本との間に契印すること。
- (2) 申請に対し、許可条件を付して許可をするときは、許可証に教示書（別記様式第5号）を添付し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示を行うこと。
- (3) 公安条例と競合する許可の申請に対して許可する場合は、規則第10条第5項の規定に基づき、公安条例施行規則に規定する許可証に必要な許可条件を記載して署長等の公印を押印することにより署長等の道路使用許可証とみなすものとする。

2 許可証の交付

許可証は、原則として申請者本人又はその代理人に交付するものとし、許可証を交付したときは、受理簿の許可証受領者欄又は任意の様式の受領確認用簿冊等に交付日及び被交付者の記名を求める等の方法により、処理のてん末を明らかに

しておくものとする。

3 許可証の再交付

- (1) 法第78条第5項に規定する許可証の再交付の申請は、規則第12条に規定する道路使用許可証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）及び当該許可証を許可した署長等に提出して行うものとする。ただし、当該許可証を亡失し、又は滅失した場合にあっては、当該許可証の提出を要しない。
- (2) 再交付の申請を受理した署長等は、許可の事実を確認の上、原許可の申請書を作成させ、再交付申請書とともに提出を受けるものとする。
- (3) 再交付する許可証は、その余白に再交付の文字及び再交付年月日を朱書きして申請者に交付するものとする。

なお、再交付申請書は原許可の副本の末尾にこれを添付して保管し、処理のてん末を明らかにしておくものとする。

- (4) 再交付申請は、許可の期間が満了していないものに限って取り扱うものとし、許可の期間が満了したものについては取り扱わないこと。

第9 許可証の記載事項変更の届出

1 記載事項変更の届出の受理

法第78条第4項に規定する許可証の記載事項変更の届出は、規則第11条に規定する道路使用許可証記載事項変更届（以下「変更届」という。）及び当該許可証を、許可した署長等に提出して行うものとする。

2 記載事項変更に係る審査事項

変更の届出を受理した署長等は、許可の同一性について、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 許可の申請者
- (2) 変更の内容及び理由
- (3) 変更届に係る道路使用の範囲及び方法
- (4) 変更届に係る日時、道路又は交通の状況

3 記載事項の変更

署長等は、前記審査の結果、新たな許可条件の付与が不要であるなど許可内容の同一性を認めた場合は、提出を受けた許可証の変更に係る事項を見え消し等により記載し、その付近の余白に変更年月日を記載の上、変更箇所には署長等の公印を押印して記載事項の変更を行うこと。ただし、同一性が認められない場合は、新たな許可の申請を教示するものとする。

4 届出者への交付

署長等は、変更箇所の記載等が終了した後、速やかに当該許可証のみを届出者に交付するものとする。

なお、変更届は原許可の副本の末尾にこれを添付して保管し、処理のてん末を明らかにしておくものとする。

第10 許可条件等の変更

1 法第77条第4項に規定する許可条件の変更等の手続

署長等は、法第77条第4項の規定により許可条件を変更し、又は新たに条件を付する特別の必要が生じたときは、条件変更の必要性を疎明する資料を作成した上で、変更する理由及び条件の変更内容を明示した、道路使用許可の条件変更通知書（別記様式第6号）及び教示書を申請者に交付するとともに、受理簿の備考欄に許可条件に変更があった旨を記載すること。

2 法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する意見変更の手続

署長等は、道路管理者と法第80条の規定による協議の成立後において、協議の意見を変更する必要が生じたときは、変更の必要性を疎明する資料を作成した上で、道路工事等協議の意見変更通知書（別記様式第7号）により、速やかに道路管理者に通知するとともに、変更に係る事項について再協議を行うものとする。

また、協議台帳の備考欄にその旨を記載して、当該協議に対する処理状況を管理すること。

第11 許可等の取消し等

1 法第77条第5項に規定する許可の取消し又は効力の停止手続

(1) 署長等は、許可条件に違反した場合、又は道路における危険の防止その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じた場合において、法第77条第5項の規定により、その許可を取消し又はその許可の効力を停止しようとするときは、写真、見取図、報告書等により条件違反、交通の危険な状態、交通量の増加、交通流の変化等を記録化して、当該処分を必要とする理由を明らかにしておくこと。

また、許可条件への違反の場合、違反をした者又はその代理人（以下「被処分者等」という。）に対して県規則第24条第2項に規定する通知書を交付するとともに、当該条件違反についての弁明及び有利な証拠の提出（以下「弁明等」という。）の機会を付与すること。この場合において、署長等は、被処分者等から弁明等を聴取して調書に録取し、事案の概要、弁明内容、条件違反の軽重、過去の行政処分状況等を総合的に判断して処分内容の量定を行うこと。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、被処分者等の弁明等の機会を与えることなく、許可の取消し等の処分を行うことができる。

(2) 許可の取消し又は効力の停止は、被処分者等に対し県規則第24条第1項に規定する通知書及び教示書を交付するとともに、既に交付した許可証を返納させて行うものとする。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定を受けるものであるときは、道路使用許可の取消し・効力の停止通知書（別記様式第8号）により、速やかに道路管理者に通知すること。

(3) 許可の効力の停止の期間は、条件違反を是正し、交通の危険又は妨害を排除するために必要な日数と将来条件違反を犯さないために必要な準備日数を加えたもの、又は効力を停止しなければならない特別の理由が解消するまでに要する期間とする。

2 法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する意見の撤回手続

署長等は、道路管理者と法第80条の規定による協議の成立後において、協議の意見に反する工事等が行われたときは、写真、見取図、報告書等により協議意見に反する工事等であることを記録化し、道路工事等協議の意見の撤回通知書（別記様式第9号）を当該道路管理者に交付することにより、協議に対する意見を撤回するものとする。

また、協議台帳の備考欄にその旨を記載して、当該協議に対する処理状況を管理すること。

第12 許可事項及び許可条件の遵守状況の調査、確認

署長等は、許可事項及び許可条件の遵守状況について、次に掲げる事項を調査、確認し、許可条件への違反や法令違反を認めた場合には、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するための必要な措置を執ることができるものとする。

- 1 許可に係る道路使用の場所又は区間の遵守状況
- 2 許可に係る道路使用の期間又は時間の遵守状況
- 3 許可に係る道路使用の方法及び形態
- 4 現場の責任体制
- 5 歩行者及び車両を安全かつ円滑に誘導するための措置
- 6 路面の覆工、埋め戻し及び清掃の状況
- 7 その他条件の遵守状況

第13 原状回復状況の調査、確認等

署長等は、法第77条第7項の規定により、許可を受けた者が講じなければならない道路の原状回復の措置について、次に掲げる事項を調査、確認し、原状回復の措置が執られていない、又は不十分で交通の安全と円滑に支障があると認めた場合には、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するための必要な措置を執ることができるものとする。

- 1 路面の覆工状況
- 2 道路標識、道路標示及び信号機の回復状況
- 3 資機材の撤去状況
- 4 その他道路における交通の安全の回復状況

第14 資料の整理、保管及び情報提供

署長等は、法第77条第1項の規定による許可及び法第80条の規定による道路管理者との協議（以下「許可等」という。）を行ったときは、当該許可等に係る行為について、常にその状況を明らかにするため、次に掲げる資料を整理、保管するとともに、道路使用許可の申請者に対し、申請に必要な情報の提供を行うことができる。

- 1 道路の使用場所を記載した図面
- 2 許可に係る行為に伴う交通規制実施場所を示す道路の障害図
- 3 交通量の調査結果に関する資料
- 4 その他交通の安全と円滑に関する資料

第15 許可に係る事務の委託

1 交通安全活動推進センターへの委託

署長等は、法第108条の31第2項第7号の規定に基づき、宮城県交通安全活動推進センター（以下「センター」という。）に対し、1号許可及び2号許可に関する事務について、次に掲げる事項を委託することができる。

- (1) 許可の申請に係る場所、その周辺地域における道路及び交通の状況その他許可の判断に必要な要素の調査及び確認
- (2) 許可事項及び許可条件の遵守状況の調査及び確認
- (3) 原状の回復状況の調査及び確認

2 署長等の措置

署長等はセンターに委託した事務の調査及び確認の結果に基づき、必要と認めるときは、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するための必要な措置を執ることができるものとする。

第16 報告

署長等は、次に掲げる事項に該当する場合は、交通規制課長を経由して警察本部長に報告するものとする。ただし、他の法令や制度等に基づく報告等で警察本部長が既に当該事案を了知している場合はこの限りでない。

1 道路使用に関する情報

許可等の申請又は事前相談により、次に掲げる事項に該当する事案を把握したときは、事前に道路使用情報報告書（別記様式第10号）又は任意の様式の文書により報告するものとする。

- (1) 主要幹線道路、繁華街の道路等交通の頻繁な道路における工事等で、著しく交通に影響を及ぼし、若しくは大規模な通行の禁止又は制限が伴い、著しく交通の妨害となるおそれのあるもの
- (2) アーケード、上空通路及び地下街の新設又は改築
- (3) 2以上の署長等の管轄にわたって通行の禁止若しくは制限が伴い、若しくは他の公安委員会の管轄にわたる路上競技やイベント等で、社会的影響が大きいと認められるもの、又は全国的波及があると認められるもの
- (4) 電線類の地中化工事

2 不許可、許可の取消し、協議意見の撤回等

不許可処分、一部不許可処分、許可の取消し若しくは効力の停止又は法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する意見を撤回しようとするときは、道路使用の不許可等報告書（別記様式第11号）により当該事案を報告するものとする。

3 許可又は協議現場における交通事故の発生

許可又は協議に係る場所において、道路使用行為に起因する社会的反響が大きい交通事故が発生したときは、道路使用行為による交通事故発生報告書（別記様式第12号）により当該事案を報告するものとする。

別表第 1

許可の件数及び期間の基準

(1 号許可)

道路使用の分類	件数の基準	期間の基準
道路工事 管路埋設工事 地下鉄等工事 跨道橋工事	1 施工箇所 1 件とする。 ただし、同一申請者が同一警察署管内で同一路線又はそれに接近した道路において、同時に又は順次 2 以上の箇所で工事をするときは、工期が 30 日以内のものをまとめて 1 件とすることができる。	3 か月以内
架空線作業 マンホール作業 測量等作業	1 作業箇所 1 件とする。 ただし、同一申請者が同一警察署管内で同一路線又はそれに接近した道路において、同時に又は順次 2 以上の箇所で作業をするときは、作業期間が 30 日以内のものをまとめて 1 件とすることができる。	1 か月以内
ゴンドラ作業	1 作業箇所 1 件とする。 ただし、同一申請者が同一建築物において、同時に又は順次 2 以上の箇所で作業をするときは、まとめて 1 件とすることができる。	7 日以内
搬出入等作業 採血等作業	1 作業箇所 1 件とする。	7 日以内
移動入浴作業	1 作業箇所 1 件とする。	6 か月以内

(2 号許可)

道路使用の分類	件数の基準	期間の基準
石碑、銅像、広告塔 飾塔、日除け 上空通路 取付け看板、標灯 建築作業用工作物 アーケード	1 か所 1 件とする。	道路管理者の 占用許可期間 と同一とする。
公衆電話ボックス 郵便ポスト 変圧塔、配電箱等 電柱等、街路灯等 地上式消火栓等	1 か所 1 件とする。 ただし、同一申請者が同一警察署管内において、同時に又は順次 2 以上の箇所に設置するときは、30 日以内に設置できるものをまとめて 1 件とすることができる。	道路管理者の 占用許可期間 と同一とする。

消火栓標識等 バス停留所等標示施設 ベンチ等 バス停留所等の上屋 電柱等の添架広告物 アーチ等、掲示板 案内板、広告板	る。	
舞台、やぐら等	1 か所 1 件とする。	申請の期間以内
立看板 横断幕等 飾り付け	1 か所 1 件とする。 ただし、同一申請者が同一警察署管内において、同時に又は順次 2 以上の箇所を設置するときは、まとめて 1 件とすることができる。	申請の期間以内

(3 号許可)

道路使用の分類	件数の基準	期間の基準
露店又は屋台店 露店又は屋台店に類する店 商品の陳列台 オープンカフェ キッチンカー	出店場所 1 か所 1 件とする。 ただし、祭礼、イベント等で複数の露店が同一の機会に出店する場合で、露店等の運営全体が一の運営団体の管理及び責任の下で一体として運営されている実態があるときは、全体で 1 件とすることができる。	1 か月以内 ただし、場所を移動しない露店飲食店は 6 か月以内

(4 号許可)

道路使用の分類	件数の基準	期間の基準
祭礼行事等	1 催し 1 件とする。 ただし、同一申請者が 2 以上のものを出すときは、まとめて 1 件とすることができる。	7 日以内
人寄せ等 消防訓練等 寄附募集等 宣伝物交付等 ロケーション等	1 か所 1 件とする。 ただし、同一申請者が同一警察署管内において、同時に又は順次 2 以上の箇所で行うときは、まとめて 1 件とすることができる。	7 日以内 ただし、車両を用いての停止街宣行為については 1 か月以内とする。

集団行進等	1 催し 1 件とする。	7 日以内
路上競技等	1 競技 1 件とする。	7 日以内
広告宣伝等	1 組 1 件とする。	7 日以内
車両装飾通行等 車両街宣等	1 台 1 件とする。 ただし、同一申請者が同一コースを同時に 2 台以上の車両で同一目的で実施するときは、まとめて 1 件とすることができる。	1 か月以内 ただし、電光 掲示板等を備 えた広告宣伝 車による広告 宣伝について は、1 年以内 とする。
ロボット実証実験等	1 回 1 件とする。	6 か月以内

別表第2

審査上の判断基準

第1 1号許可

1 道路工事

(1) 使用範囲及び工事方法

- ア 工事等は、原則として相互交通が可能な有効残余幅員を確保し、交通の妨害が最小限となるよう適宜工事等を分割して行うものであること。ただし、工事等の規模、性格等により工事等を分割することが不可能又は著しく困難となるとき及び一方通行で通行可能な有効残余幅員を確保できるときはこの限りでない。
- イ 同時に工事等を行うことができる区域（以下「工区」という。）の延長は、土砂、資機材の置場を含めて必要最小限とし、原則として市街地においては70メートル以内、その他の場所では100メートル以内で、2以上の工区を同時に行う場合には、交通の妨害が最小限となるよう工区の間隔を市街地では300メートル、その他の場所では100メートル以上離すものであること。ただし、工事等の規模、性格等により工事等を分割することが不可能又は著しく困難となるときはこの限りでない。
- ウ 建物その他、人の出入りする場所に近接して行う工事等については、歩行者の通行の安全を確保するため、原則として1.5メートル以上の幅員を有する架橋、通行路を確保するものであること。ただし、やむを得ないと認められる場合は幅員を0.75メートルまで縮小できるものとする。
- エ 道路を掘削する工事が終了した場合においては、速やかに交通の妨害とならないよう路面の高低をなくすなど確実な埋め戻しを行うこと。
- オ 工事等の現場に搬入する工事等の資機材は、交通の妨害とならないよう必要最小限にとどめるものであること。
- カ 掘削した土砂は、道路上に堆積させないものであること。
- キ 工事等の資機材及び掘削した土砂の搬出入は、原則として交通の妨害とならない箇所、時間を選定して行うものであること。
- ク 工事等の休止期間中は、必要やむを得ない場合を除き工区内に土砂、資機材を置かないものであること。
- ケ 工事等に伴い、交通の整理誘導が必要となる場合は、昼間は赤旗を、夜間は赤色の注意灯を持った保安要員（工事等の現場において、交通の安全と円滑を確保するために専従する者をいう。以下同じ。）を原則として、その両側に配置するものであること。ただし、交通量が少ない場所で、工使用信号機又は交通誘導システムを使用する場合はこの限りでない。
- コ 工事等に伴い、道路又は隣接する地盤の陥没、崩壊等を防止するために必要な防護措置を講ずるものであること。

サ 工事等に伴い、影響を受けるおそれのある地下埋設物については、関係機関及び当該埋設企業体と協議し、必要な場合には事前移設、防護等の措置を講ずるものであること。

シ 工事等に伴い、道路の通行を制限する場合は、あらかじめ地域住民に対し、通行制限箇所を知らせるなど必要な広報措置を講ずるものであること。

ス 工事等を行う場合は、工区と周囲を明確に区別し、歩行者及び車両の安全と円滑を確保するため、必要な保安施設（保安柵、保安灯、ロードコーン等工区と周囲を区別し、交通の安全と円滑を確保するための施設をいう。以下同じ。）を設置するものであること。

(2) 施工時間

ア 夜間において施工するもの

次に掲げるものは、原則として夜間（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。ただし、地域の実情を勘案して時間を定めて差し支えないものとする。）に行うものとし、工事等を行う時間以外は、路面を復旧又は覆工して交通の妨害とならないようにするものであること。

(ア) 主要幹線道路、繁華街の道路等交通の頻繁な道路における工事等。ただし、簡易な工事等で短時間で終了するもの、又は市街地で異常な振動若しくは騒音を発する工事等についてはこの限りでない。

(イ) 踏切及びその前後30メートル以内の道路における工事等。ただし、交通の閑散な場所においてはこの限りでない。

(ウ) 車両の通行止めの交通規制を伴う工事等で、近くに迂回路がなく、著しい交通渋滞が予想される工事等。

イ 昼夜連続して施工するもの

次に掲げるものは、原則として昼夜連続して工事等を行うことができるものとする。

(ア) アに掲げる工事等で、昼間に路面を復旧又は覆工することが技術的に困難であるもの

(イ) 著しく交通の妨害となる工事等であるが、やむを得ない理由により短期間に完成させる必要があるもの

2 管路埋設工事

(1) 使用範囲及び工事方法

前記第1－1の基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

ア 掘削場所は、原則として工事等を行う時間以外は交通の妨害とならないよう路面の復旧又は覆工を行うものであること。

イ 掘削場所において、工程上やむを得ない理由で開口部を設けて工事を中断する場合は、開口部周辺に必要な保安施設を設置して、歩行者、車両の安全を確保するものであること。

ウ 覆工資材は、一般車両の通行に十分耐え得る強固なものであること。また、覆工板を用いる場合は、車両がスリップすることがないように滑り止め等の必要な措置を講ずるものであること。

エ 覆工板は、相互に連結して移動しないようにするとともに、覆工板相互間及び路面との取付けは、交通の障害とならないよう段差がなく、がたつきのないものであること。

(2) 施工時間

前記第 1－1 の基準に準ずる。

3 地下鉄等工事

(1) 使用範囲及び工事方法

前記第 1－1 及び 2 の基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

ア くい打ち工事に伴う布掘（つぼ堀を含む。以下同じ。）は、原則として幅 1メートル以内とし、くい打ち後は直ちに路面の覆工を行い、交通の妨害とならないものであること。

イ くい打ち工事又はくい抜き工事に使用する道路の延長は、資機材置場を含めて原則として、くい打ち機 1 基について長さ 60メートル以内、幅 8メートル以内で、交通の妨害とならないものであること。

ウ ホッパーを設置する場所は、原則として交差点又は横断歩道から 10メートル以内の場所その他交通の妨害となる場所以外の場所であること。また、同時に 2 以上のホッパーを設置する場合は、その間隔を原則として 30メートル以上とするものであること。

エ ホッパーの幅は原則として 6メートル以内、板囲いの長さは 12メートル以内とし、交通の妨害とならないものであること。

(2) 施工時間

前記第 1－1 の基準に準ずる。

4 跨道橋工事

(1) 使用範囲及び工事方法

前記第 1－1 及び 2 の基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

ア 工事等の足場又は落下物の防護施設の下端の路面からの高さは 4.5メートル以上のものであること。ただし、工事等の場所又は技術上の理由等により、やむを得ないと認められる場合は、交通の妨害とならないときに限り 4.5メートル未満とすることができる。この場合において、歩行者、車両の運転者に注意を喚起するため、その高さを表示した表示板を見やすい箇所に掲示するものであること。

イ 工事等の足場、落下物の防護施設又は表示板は、夜間においても確認できるように反射材を用いたもの又は照明装置を付けたものであること。

ウ 橋げた等の長大重量物の設置作業現場が道路上空にかかる場合は、当該道路の通行止めの措置を講ずるものであること。

エ けた受け台は、原則として車道に置かないものであること。ただし、やむを得ない場合には、交通の妨害が最小限になるよう必要な措置を講じた上で車道上に置くことができるものであること。

オ 工事等の現場において、工事用の資機材等が道路上に落下することがないように防護ネットを張るなど防護施設を設けるものであること。

(2) 施工時間

前記第 1－1 の基準に準ずる。

5 架空線作業

(1) 使用範囲及び作業方法

ア 架空線の作業区間は、必要最小限のものとし、可能な限り分割して行うものであること。

イ はしご、柱等を使用する場合は、道路の端又は歩道上の端に建てて作業を行うものであること。ただし、作業の性格上やむを得ないものと認められる場合は、車道上において行うことができる。この場合において、交通の危険を防止するため必要な保安要員を配置するものであること。

ウ 作業現場においては、作業用資機材等が道路に落下することがないように防護措置を講ずるとともに、作業の直下地点及びその周辺の道路上には、歩行者及び車両の運転者の安全を確保するため、必要な保安施設を設置するほか、作業の移動に合わせて道路上の保安施設を適切に移動するものであること。

(2) 作業時間

原則として昼間において行うものであること。ただし、交通に著しい支障を及ぼすおそれがあるものは、早朝又は深夜に行うことができる。

6 マンホール作業

(1) 使用範囲及び作業方法

ア 1つのマンホールについて使用する道路の範囲は長さ 3メートル、幅1.5メートル以内のものであること。ただし、作業の場所、規模等からやむを得ないと認められるときはこの限りでない。この場合においては、交通の妨害が最小限になるよう必要な措置を講ずるものであること。

イ 作業中は、歩行者又は車両の運転者の安全を確保するため、必要な保安施設を設置するものであること。

(2) 作業時間

前記第 1－5 の基準に準ずる。

7 ゴンドラ作業

(1) 使用範囲及び作業方法

前記第 1－5－(1)－ウの基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

ア 作業に際しては、事前にゴンドラ本体及び取付け各部の装置を十分点検し、異常のないことを確認してから着手するものであること。

イ 作業中は、交通の危険を防止するため、現場道路に必要な保安要員を配置するものであること。

ウ 作業時間以外は、ゴンドラその他の物件を道路上空に懸垂し又は路面に置かないものであること。

(2) 作業時間

前記第 1－5 の基準に準ずる。

8 測量等作業

(1) 使用範囲及び作業方法

ア 作業は、原則として路外にスペースがない場合又は作業の性格上道路で行うことがやむを得ない場合に限るものとし、その範囲は必要最小限のものであること。

イ 作業に際しては、歩行者又は車両の運転者の安全を確保するため、必要な保安施設を設置し、又は保安要員を配置するものであること。

(2) 作業時間

前記第 1－5 の基準に準ずる。

9 搬出入等作業

(1) 使用範囲及び作業方法

前記第 1－8 の基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

ア 生コンクリートの打設、資機材の搬出入等の作業は、必要最小限の時間内とし、作業終了後は直ちに移動するものであること。

イ 生コンクリートの打設に伴い道路に圧送管を敷設する場合は、歩行者又は車両の安全を確保するための措置を講ずるものであること。

(2) 作業時間

前記第 1－5 の基準に準ずる。

10 採血等作業

(1) 使用範囲及び作業方法

前記第 1－8 の基準によるほか、作業に伴い道路に電源ケーブル等を敷設する場合は、歩行者又は車両の安全を確保するための措置を講ずるものであること。

(2) 作業時間

前記第 1－5 の基準に準ずる。

11 移動入浴作業

(1) 使用範囲及び作業方法

前記第 1－8 の基準によるほか、作業に伴い道路にコード、ホース等を敷設する場合は、歩行者又は車両の安全を確保するための措置を講ずるものであること。

(2) 作業時間

前記第 1－5 の基準に準ずる。

12 その他道路を使用して行う工事又は作業

(1) 使用範囲、工事及び作業の方法

前記第 1 の各類型の基準に準ずる。

(2) 工事又は作業時間

前記第 1 の各類型の基準に準ずる。

第 2 2 号許可

1 石碑、銅像、広告塔、飾塔その他これらに類する物の設置

(1) 設置場所及び設置方法

ア 設置場所は、原則として駅前広場、橋詰広場、植樹帯その他その隙間の空間等の交通の妨害とならない場所であること。ただし、公益上又は社会慣習上やむを得ないものであると認められるときは、次の基準によるものとする。

(ア) 法敷（道路区域内の車道又は歩道でない部分をいう。以下同じ。）のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。

(イ) 歩車と車道（以下「歩車道」という。）の区分のある道路においては、原則として歩道上におおむね 1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界に接して設置するものであること。

(ウ) 歩車道の区分のない道路においては、原則としておおむね 6メートル以上の有効残余幅員を確保し、道路の端に接して設置するものであること。

イ 設置する場所は、法第 44 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

ウ 道路標識、信号機等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。

エ 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない場所に設置す

るものであること。

オ 風雨、地震等により又は人の寄り掛かりなどにより工作物が破損、倒壊又は飛散し、歩行者及び車両の運転者の安全を脅かすおそれがないものであること。

カ 道路の掘削その他交通の交通の妨害となるような方法で設置工事等を行う場合は、必要な保安施設を設置するものであること。

(2) 設置工事等の時間

前記第1-1-(2)の基準に準ずる。以下第2の各類型において同様とする。

2 公衆電話ボックス、郵便ポスト、変圧塔又は配電箱等の設置

設置場所及び設置方法については、前記第2-1の基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

- (1) 公衆電話ボックスの出入口は、道路の端又は道路の中央に面しない側面に設け、戸を開いた場合に、その先端が公衆電話ボックスの側面より出ないものであること。
- (2) 工作物を歩道に設置する場合は、工作物の長軸が道路と平行となり、歩車道の境界又は道路の端に接して設けられていること。
- (3) 原則として、広告物の類を標示するものでないこと。

3 電柱、街路灯、地上式消火栓、消火栓標識その他これらに類する物の設置

設置場所及び設置方法については、前記第2-1-(1)-ア-ア、ウからカまでの基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

- (1) 歩車道の区分のある道路においては、原則として歩道上におおむね1メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界に接して設置するものであること。
- (2) 歩車道の区分のない道路においては、原則としておおむね4メートル以上の有効残余幅員を確保し、道路の端に接して設置するものであること。
- (3) 設置する場所は、交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯に接する歩道部分以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。
- (4) 電柱等の設置に当たっては、できるだけ他の工作物との並列を避け、これらに架する電線、照明等は努めて共架するものであること。
- (5) 設置する工作物のうち、道路上空における柱の側方への突出部（街路灯の場合のアーム部分や標識の場合の標識板の部分等）の下端の路面からの高さは、原則として車道においては4.5メートル以上、歩道においては2.5メートル以上であること。また、架線の路面からの高さについては5.5メートル以上のものであること。

4 バス停留所等標示施設の設置

設置場所及び設置方法については、前記第2-1-(1)-ア-(イ)、イからオまでの基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

- (1) 歩車道の区別ない道路においては、原則として道路の端に接して設置するものであること。ただし、タクシー乗り場の標示施設は設置することができないものとする。
- (2) バス停留所等の標示施設の標示板は、原則として車両の進行方向に對面することのないように設置するものとする。ただし、歩車道の区分がある道路の歩道上に標示施設を設ける場合で、十分な有効残余幅員を確保出来る場合はこの限りでない。この場合において、對面させる標示板の高さは、原則として路面から1.8メートル以上とし、縦横いずれも0.6メートル以内のものであること。
- (3) 路線バス停留所の標示施設の標示板の下端に時刻表又は案内図を添架する場合は、原則として幅0.3メートル以内のものであること。
- (4) 照明式の標示施設にあっては、原則として路面から高さ3メートル以下、幅0.45メートル以内のものであること。
- (5) バス停留所の標示施設は、原則として道路の両側に對面しないものであること。

5 バス停留所のベンチ等の設置

設置場所及び設置方法については、次の事項を判断基準とする。

- (1) 原則として、歩車道の区分のある道路においては、歩道上におおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩行者及び自転車通行者等の支障とならないよう設置するものであること。
- (2) 夜間において、歩行者、自転車通行者等の妨げとならないよう相当の照度が確保できる場所であること。
- (3) ベンチの構造は、原則として幅0.5メートル以内、長さ2メートル以内とし、かつ、土地に定着し強固なものであること。

6 バス停留所等の上屋の設置

設置場所及び設置方法については、前記第2-1-(1)-エの基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

- (1) 原則として道路の法敷又は歩道に支柱を設置するものとし、歩行者の通行が多い歩道はおおむね3.5メートル以上、少ない場合は2メートル以上の有効残余幅員を確保して歩車道の境界又は道路の端に接して支柱を設置するものであること。
- (2) 交差点、横断歩道、道路外に出入りする地点の近傍等、走行する車両の運転者の視野を妨げることのない場所であること。

- (3) 上屋の構造、色彩等は、運転者の視野を妨げないもの、視線を誘導するものでないもの等、交通の安全と円滑に支障がないと認められるものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものであること。
- (4) 上屋の幅は、原則として2メートル以下のものであること。ただし、5メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式降場についてはこの限りでない。
- (5) 上屋の下端は、原則として路面から2.5メートル以上、4.5メートル以下のものであること。
- (6) 上屋の主要構造物は地震、風雨、雪等の荷重に対し、十分安全な構造のものであること。
- (7) 上屋の壁面の面数は3面以内とし、材質は広告物の添架部分を除き、透明で容易に見通すことができるものであること。
- (8) 上屋に添架される広告板（以下「添架広告板」という。）の設置場所は、車道から上屋に正対して左側の壁面以外とすること。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添架広告板を設置する場合はこの限りでない。
- (9) 広告板の添架により生ずる死角からの飛び出し事故を防止するため、添架広告板の下端と路面との間に適当な間隔を確保するなど、十分な安全対策が講じられるものであること。

7 アーケードの設置

アーケードの設置については、「アーケードの取扱いについて」（昭和30年2月1日付け国消発第72号ほか）に定める基準に適合するものとするが、同通知に基づく道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長（以下「関係機関」という。）からなる連絡協議会を設け、十分に連絡、調整を図り、各関係機関の意見が一致した場合に限り許可を行うものとする。

8 アーチ等の設置

設置場所及び設置方法については、前記第2-1-(1)ーエからカまで及び第2-6-(1)の基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

- (1) 歩車道の区別のない道路においては、支柱の内側の間隔が原則として7メートル以上を確保するものであること。
- (2) 設置する場所は、法第44条第1項第1号から第6号まで並びに法第45条第1項第1号及び第3号から第5号までに定める道路の部分又はそれらに接する歩道の部分以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。
- (3) 道路標識、信号機等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。特に、アーチの灯火は、信号機の表示する灯火と異なる色を用いるものであること。

- (4) アーチの道路を横断する部分の下端は、路面から4.5メートル以上のものであること。ただし、歩車道の区分のある道路の歩道においては、2.5メートル以上のものであること。
- (5) 支柱は、その基礎の上端を路面と同じ高さとし、歩道においては、歩車道の境界又は道路の端に接し、歩車道の区分のない道路においては、道路の端に接して設置するものであること。

9 家屋に取り付ける日除けの設置

設置場所及び設置方法については、前記第2-1-(1)-ウの基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

- (1) 道路に柱を建てない構造のものであること。
- (2) 日除けの下端は、原則として路面から2.5メートル以上のものであること。ただし、巻き上げ式の日除けの方杖の下端は路面から2メートル以上のものであること。
- (3) 出幅は、原則として歩車道の区別のある道路で歩道の幅が4メートル未満の場所については0.6メートル以内、4メートル以上の場所については1.5メートル以内とし、歩車道の区別のない道路については0.6メートル以内のものであること。
- (4) 原則として広告の類を表示しないものであること。

10 上空通路の設置

上空通路の設置については、「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて（通達）」（令和6年3月28日付け警察庁丁規発第59号）に基づき、「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成30年7月11日付け国住指第1201号ほか）に定める基準に適合するものとするが、事前に警察署長、消防長又は消防署長、道路管理者及び特定行政庁からなる連絡協議会を設け、十分に連絡、調整を図った上で、許可を行うものとする。

11 舞台、やぐら等の設置

- (1) 祭礼、盆踊り等の社会の慣習上やむを得ないもので、一時的なものであること。
- (2) 倒壊のおそれのない強固な構造のものであること。

12 建築作業用工作物の設置

設置場所及び設置方法については、前記第2-9-(4)の基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

- (1) 建築作業又は工事用の板囲い、足場、支柱、縄張り、掛け出し足場又は詰

所等の設置は、原則として歩車道の区別のある道路においては歩道上とし、その出幅は歩道の3分の1以内、歩車道の区分のない道路においては、道路上への出幅は1メートル以内のものであること。ただし、落下物防護用施設（あさがお等）については必要な出幅とする。

- (2) 掛け出し足場の下端の路面からの高さは、歩車道の区別のある道路においては2.5メートル以上、歩車道の区分のない道路においては4.5メートル以上のものであること。
- (3) 跨道構台の下端の路面からの高さは、原則として、歩車道の区別のある道路においては歩道上で3メートル以上、歩車道の区分のない道路においては4.5メートル以上とし、また、方杖の下端の路面からの高さは2.5メートル以上のものであること。
- (4) 掛け出し足場及び跨道構台の棚下には、夜間においても視認できるよう照明施設を設けるものであること。

13 立看板、掲示板、案内板、広告板その他これらに類する物の設置

設置場所及び設置方法については、前記第2-1-(1)-ア-ア(ア)、ウ、エ及び第2-9-(3)の基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

- (1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるものであること。
- (2) 歩車道の区分のある道路においては、原則として歩道上の道路区域と区域外との境界に接して設置するものであること。
- (3) 歩車道の区分のない道路においては、原則として道路の端に接して設置するものであること。
- (4) 原則として、車両の進行方向に対面することがないように設置するものであること。

14 電柱等の添架広告物、取付け看板、標灯等の設置

設置場所及び設置方法については、前記第2-1-(1)-ウの基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

- (1) 電柱、ケーブル柱、消火栓その他これらに類するもの（以下「電柱等」という。）に添架する広告物等の大きさは、原則として縦1.2メートル以内、横0.45メートル以内、出幅0.6メートル以内のものであること。
- (2) 設置する工作物の下端の路面からの高さは原則として車道においては4.5メートル以上、歩道においては2.5メートル以上、側面と電柱等との間隔は0.15メートル以内のものであること。
- (3) 添架広告物は、電柱等1本につき1個とし、その突き出し方向は、原則として道路中央の反対側であること。
- (4) 標灯は、原則として点滅式以外のものであること。

15 横断幕等の設置

設置場所及び設置方法については、前記第2-1-(1)ーウの基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

- (1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであり、かつ、一時的なものであること。
- (2) 横断幕の下端の路面からの高さは、原則として5.5メートル以上のものであること。

16 のぼり、小旗、提灯、造花、飾灯その他これらに類する飾り付けの設置

設置場所及び設置方法については、前記第2-1-(1)ーウ及び第2-15-(1)の基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

- (1) 原則として、歩道又は専ら歩行者の通行の用に供するための道路（道路標識等により自動車等の通行を禁止された道路を含む）に設置するものであること。
- (2) 原則として、歩車道の境界又は道路の端に接して設置された既設工作物に取り付けるものとし、その出幅は0.6メートル以内、下端の路面からの高さは2.5メートル以上のものであること。

17 その他道路における前記第2の各類型に類する工作物の設置

前記第2の各類型の基準に準ずる。

第3 3号許可

1 露店又は屋台店

- (1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであり、かつ、一時的なものであること。
- (2) 主要幹線道路、バス運行経路等の交通の頻繁な道路以外の道路に出店するものであること。ただし、祭礼、縁日、年末年始等の慣例又は社会の慣習上やむを得ないもので、かつ、臨時的なものはこの限りでない。
- (3) 歩車道の区分のある道路においては、原則として、歩道上におおむね3メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界又は道路の端に接して出店するものであること。
- (4) 歩車道の区分のない道路においては、原則として、おおむね7メートル以上の有効残余幅員を確保し、道路の端に接して出店するものであること。
- (5) 出店場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるときはこの限りでない。
 - ア 交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯に接する歩道の部分
 - イ 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分

ウ 大型商業施設、娯楽施設、イベント会場等不特定多数の人が集まる施設の出入口付近 (6) 出店場所は、沿道居住者の同意が得られる場所であること。 (7) 使用範囲は、原則として間口 3メートル以内、奥行き1.5メートル以内、高さ 2メートル以内のものであること。 (8) 原則として、営業時間以外は施設を道路に置かないものであること。 (9) 道路上において、場所を移動しないで営業する露店飲食店の取扱いについては、「露店飲食店処理要項」（昭和40年 6 月 1 日施行、宮城県、宮城県警察本部、仙台市）によるものとする。
--

2 商店が臨時に出す商品の陳列台

前記第 3－1－(8)の基準によるほか、次の事項を判断基準とする。 (1) 商店が臨時に出す商品の陳列台を設置する場所は、原則として歩車道の区別のある道路の歩道上とし、おおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保できる場所であること。 (2) 商店が臨時に出す商品の陳列台は、道路に固定しないものであること。
--

3 オープンカフェ、キッチンカー等

前記第 3－1－(8)の基準によるほか、次の事項を判断基準とする。 (1) 原則として、地域の活性化等や都市の賑わいの創出に資するもので、地方公共団体、地域住民及び団体が一体となって取り組む路上イベント等に伴うものであること。 (2) 道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。 (3) 原則として、歩車道の区分のある道路の歩道で行うこととし、歩行者の通行が多い歩道は3.5メートル以上、少ない場合は 2メートル以上の有効残余幅員を確保するものであること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りでない。

4 その他露店又は屋台店に類する店

前記第 3－1 の基準に準ずる。

第 4 4 号許可

1 祭礼行事等

(1) 原則として、主要幹線道路、路線バス運行経路その他交通の頻繁な道路以外の道路において行うものであること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ない場合はこの限りでない。
--

- (2) 交通の危険を生じさせないように通行するものであること。
- (3) 交差点、曲がり角等交通の危険が生じるおそれのある場所には、必要な自主整理員を配置するものであること。
- (4) 交通の危険を防止するため、参加人員数に応じて数個の^{てい}梯団に区分し、かつ、^{てい}梯団ごとの間隔を適当に保つものであること。
- (5) ^{てい}梯団ごとに必要な指揮統制員を配置し、^{てい}梯団をその指揮に従わせるとともに、他の歩行者等への危険を防止するため、祭礼服又は腕章等を付けた必要数の自主整理員を配置するものであること。

2 路上競技等

- 前記第4-1-(1)から(3)までの基準によるほか、次の事項を判断基準とする。
- (1) 審判車、連絡車等競技に使用する自動車は必要最小限とし、原則として応援用の自動車は使用しないものであること。
 - (2) 競技の出発地及び到着地は、原則として競技場、広場等の道路外施設を使用するものであること。
また、中継地点は、原則として待避所、空き地等の一般交通の妨害とならない場所であること。

3 集団行進等

- 前記第4-1-(1)から(3)までの基準によるほか、次の事項を判断基準とする。
- (1) 車両で集団行進等を行う場合
 - ア 3輪以上の自動車のみによる場合
5台ごとに1隊とし、各隊間の距離は30メートル以上で、道路左側を1列に走行するものであること。
 - イ 2輪の自動車又は原動機付自転車のみによる場合
10台ごとに1列とし、各隊間の距離は30メートル以上で、道路左側を1列に走行するものであること。また、道路の状況により、2列並進とすることができるときは、20台ごとに1隊とするものであること。
 - ウ 自転車のみによる場合
20台ごとに1隊とし、各隊間の距離は20メートル以上で、道路左側を1列に走行するものであること。また、道路の状況により、2列並進とすることができるときは、40台ごとに1隊とするものであること。
 - エ 各隊ごとに指揮者が付いているものであること。
 - オ 現場責任者及び指揮者は、腕章等により、その識別が明らかなものであること。
 - カ 行進速度は、おおむね一般走行並みの速度であること。
 - (2) 徒歩により集団行進等を行う場合
 - ア ジグザグ行進、うず巻行進、おそ足行進又はことさらに立ち止まり、座

込み若しくは道路一杯に広がるなどの交通の妨害となる行為をしないものであること。

イ 行進は、3列の縦隊で、団体ごとに1隊（団体の参加人員100人を超える場合は、100人ごとに1隊）とし、各隊間の距離は約5メートル以上を確保するものであること。

ウ 各隊には、1人以上の指揮者が付いているものであること。

エ 現場責任者及び指揮者は、腕章等により、その識別が明らかなものであること。

オ 許可の条件又は現場警察官の指示による以外は、道路の中央から左側部分にはみ出ないように右側端に寄って行進することを参加者全員に周知徹底することができるものであること。

(3) 車両と歩行者が共に集団行進等を行う場合

行進する歩行者に危険が生じることがなく、かつ、交通の妨害にならないと認められるものであること。

4 人寄せ等

(1) 原則として、駅前広場、橋詰広場その他視聴者を収容するため十分な余地のある場所で行うものとし、交差点、横断歩道等の周辺、交通の頻繁な道路その他交通の危険が生じやすい場所で行うものでないこと。

(2) 他の人寄せ等その他の行事と競合し、又は参集する視聴者が多数に上る場合において、交通の危険を生じさせないため必要な措置を講じているものであること。

(3) 著しい交通の妨害がなく、又はそのおそれがないような方法で実施するものであること。

(4) 必要に応じて交通整理員を配置するものであること。

(5) 大型テレビ画面による放映又はレーザー光線の投射は、道路標識、信号機等の見通しを妨げるような場所又は方法で行われるものでないこと。

(6) 大型テレビ画面による放映又はレーザー光線の投射は、車両等の運転手の目を幻惑するような光をみだりに道路上に投射するものでないこと。

(7) 大型テレビ画面による放映は、参集者が著しく多数に上り又は継続して立ち止まることが無いよう、連続性、ストーリー性を持つものでないこと。

5 消防訓練等

前記第4-1-(1)の基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

(1) 交差点、曲がり角等交通の危険が生じるおそれのある場所に、必要な自主整理員の配置、安全柵の設置等の措置を講ずるものであること。

(2) 資材又は機械器具等は、交通の妨害となる場所に置かないものであること。

6 広告宣伝等

- (1) 原則として、交通の頻繁な道路又は交通頻繁な時間帯に実施するものでないこと。
- (2) 旗、看板等は、横幅1メートル以内とし、その下端（支柱を除く。）が路面から2メートル以上となるように持ち、かつ、1人で容易に持ち歩きができるものであること。
- (3) 人にまとわりつき、又は行く手を遮るなど交通の妨げになるような方法及び形態で行うものでないこと。

7 車両装飾通行等

- (1) 使用する車両は、原則として自動二輪車又は原動機付自転車以外の車両によるものであること。
- (2) 車両等に取り付ける電光式の広告器等の装置は、車幅からはみ出るものでなく、光度は300カンデラ以下で点滅又は光度が増減するものでなく、他の運転者の目を幻惑するものでないこと。
- (3) 図柄は、原則として、走行中にスクロール若しくは点滅し、又は頻繁に切り替わるものでないこと。
また、表示内容が一見して理解できないようなもの又は著しく興味若しくは好奇心を生じさせるものでないこと。
- (4) 車両等に装飾を取り付ける場合は、一時的なものとし、法第55条第2項の規定に違反しないものであること。
- (5) 取り付ける装置又は装いが道路運送車両法等関係法令に抵触しないものであること。

8 車両街宣等

- (1) 使用する車両は、1台に限るものであること。
- (2) 拡声機の使用は、公職選挙法に規定する選挙運動を除き、原則として午前8時から午後7時までの間とすること。
- (3) 一般交通の安全と円滑に支障を及ぼすような、極端な低速走行、蛇行運転、急発進、急旋回等の危険な運転行為を行わないものであること。
- (4) 緊急自動車のサイレン、他の車両の警音器及び視覚障害者用信号機等の効用を妨げるような高音を発するものでないこと。
- (5) 車両の装飾及び拡声機等の積載物は、落下しないよう安全かつ堅固に取り付けるとともに、運転者の視野や外部からの灯器類等の視認性を妨げないこと。

9 寄附募集等

前記第4-3-(1)-オの基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

- (1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯の周辺その他交通の危険が生じるおそれのある場所以外の場所で行うものであること。
- (2) 人にまわりつき又は行く手を遮るなど交通の妨げとなるような方法及び形態で行うものでないこと。
- (3) 原則として、机、台等を道路上に置かないものであること。

10 宣伝物交付等

前記第4-3-(1)-オ及び第4-9の基準によるほか、次の事項を判断基準とする。

- (1) 宣伝物等は、交付又は配布するものとし、散布しないものであること。
- (2) 交付する宣伝物等は、通行人に危害を及ぼすおそれのないものであること。
- (3) 通行中の車両から散布しないものであること。

11 ロケーション等

- (1) 原則として主要幹線道路、路線バス運行経路その他交通の頻繁な道路以外の道路において行うものであること。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要数の自主整理員を配置するものであること。
- (3) 照明灯、投光機等を使用する場合は、通行する車両等の運転者を幻惑させないものであること。
- (4) 資材又は機械器具等は、交通の妨害となる場所に置かないものであること。
- (5) 道路上でサイン行為その他人寄せとなる行為を行わないものであること。

12 ロボット実証実験等

- (1) ロボット又は自動運転に係る実証実験は、その機能及び実施場所における交通の状況に応じて、一般の道路利用者の通行に特段の著しい支障を及ぼす場所及び日時が含まれないこと。
- (2) 遠隔型の公道実証実験の場合は、使用する電気通信技術が原則として途絶しない場所であるなど、安全に走行させるために必要な通信環境を確保できる場所であること。

また、通信の応答に要する時間が、想定される一定の時間を超えた場合には、自動的にロボット又は実験車両が安全に停止するものであること。
- (3) ロボット等に係る実証実験の場合は実施場所の周囲に、自動運転に係る実証実験の場合は実験車両の前方及び後方から見やすい位置に公道実証実験中である旨が表示され、一般の道路利用者に注意喚起を図るものであること。
- (4) 当該実験における監視・操作者が、使用するロボット又は実験車両を安全

に走行させるために必要な運転免許証を受けており、安全かつ円滑に監視及び操作するための知識及び技能等を習得しているものであること。

- (5) 緊急時には、監視・操作者が介入して安全にロボットや実験車両を停止させるなど、必要な操作ができるものであること。
- (6) その他、交通環境や実施計画に対応した、必要な安全対策を講ずるものであること。

別記様式第1号
道路使用許可申請受理簿

受 理		許 可		申請種別	申請者名、電話番号	許可の対象、工事、 出店、行事等の名称	申 請 手数料	委 託 状 況			許可証 受領者	備 考
番号	月日	番号	月日					委 託	委託番号	報告月日		
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4 号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復				
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4 号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復				
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4 号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復				
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4 号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復				
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4 号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復				
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4 号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復				
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4 号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復				
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4 号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復				
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4 号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復				
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4 号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復				
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4 号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復				
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4 号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復				
				1 許 可 2 再交付 3 変更届		1, 2, 3, 4 号	1 徴収 2 免除 3 不要	委 託 判断要素 許可条件 原状回復				

注 不許可の場合は、備考欄に不許可を朱書すること。

別記様式第2号

協議台帳

受 理		回 答		協議の官公所名、担当者、電話番号	工事又は作業の名称	場 所 及 び 路 線 名	工事又は作業期間	備 考	受領者
番号	月日	番号	月日						

注 不同意の場合は、備考欄に不同意と朱書すること。

宮 交第 号
年 月 日

道路管理者

殿

長

道路使用許可協議書
道路交通法第79条の規定により、次のとおり協議します。
記

1 協議事項

[illegible]

別記様式第 5 号

教 示 書

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 6 号

宮 交第 号
年 月 日

殿

長

道路使用許可の条件変更通知書

年 月 日付け宮 交第 号で許可した道路使用について、

- ☐ 道路における危険を防止するため
- ☐ 交通の安全と円滑を図るため

特別の必要が生じたため、道路交通法第77条第 4 項の規定により、当該許可の条件を次のとおり変更するので通知します。

記

- 1 道路使用許可の申請者
- 2 道路使用の種別
- 3 変更年月日
- 4 変更内容
- 5 変更する理由
- 6 備考（指導事項等）

別記様式第 7 号

宮 交第 号
年 月 日

道路管理者

殿

長

道路工事等協議の意見変更通知書

年 月 日付け 第 号による協議
(年 月 日付け宮 交第 号で回答) については、

- ☐ 道路における危険を防止するため
- ☐ 交通の安全と円滑を図るため

特別の必要が生じたため、当該工事（作業）を次のとおり変更されたく通知します。

記

- 1 変更年月日
- 2 変更内容
- 3 変更する理由
- 4 備考（指導事項等）

宮 交第 号
年 月 日

道路管理者

殿

長

道路使用許可の 取消し・効力の停止 通知書

申請者 に係る道路使用許可について、道路交通法第77条
第5項の規定により、次のとおり許可の 取消し ・ 効力の停止 をしたので通知
します。

記

- 1 許可年月日、許可番号
- 2 道路使用の種別
- 3 処分種別
- 4 処分の期日又は処分の期間
- 5 処分理由

宮 交第 号
年 月 日

道路管理者

殿

長

道路工事等協議の意見の撤回通知書
年 月 日付け 第 号の道路工事等協議
の回答（ 年 月 日付け宮 交第 号）については、
次のとおり撤回するので通知します。

記

- 1 撤回年月日
- 2 撤回理由
- 3 備考

別記様式第10号

年 月 日 宮 城 県 警 察 本 部 長 殿 長 道路使用情報報告書 下記のとおり、道路使用に関する情報を把握したので報告する。	
申請者、協議者	
使用目的	
使用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで (間)
使用場所	
使用の概要	
道路の状況	
交通の状況	
交通規制の状況	
その他	
署長の意見	

別記様式第11号

年 月 日 宮 城 県 警 察 本 部 長 殿 長 道路使用の不許可等報告書 下記のとおり、道路使用の不許可処分、工事等協議の意見の撤回等を行ったので報告する。	
処 分 等 の 区 分	不許可処分、一部不許可処分、許可の取消し 許可の効力の停止、工事等協議の意見の撤回
申 請 者、協 議 者	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで (間)
使 用 場 所	
理 由	
措 置 状 況	

別記様式第12号

受 発 年月日	年 月 日 午前・後 時 分	発信者 受信者		取扱者	
------------	-------------------	------------	--	-----	--

道路使用行為による交通事故発生報告書

事 故 の 種 別					
発 生	日 時 場 所	年 月 日 午前、後 時 分 ころ 国 (号) 県市町村道			
道路 状況	平 坦 、 勾 配				
	曲 直 、 舗 装				
	幅員、規制等				
許 可 等 の 内 容	許 可 等 の 年 月 日				
	許 可 等 の 番 号				
	使 用 等 の 目 的				
	使 用 等 の 期 間				
	使 用 の 方 法				
	許 可 条 件	別添許可条件記載のとおり			
	許 可 申 請 者 協 議 官 公 所	住 所 申 請 者 名	電 話 番 号		
	現 場 責 任 者 (担 当 者)	住 所 氏 名	電 話 番 号		
第 一 当 事 者	住 所 職 業 氏 名 車 種 免 許	勤 務 先 生 年 月 日 登 録 番 号 等 運 転 経 験	年	月	歳
第 二 当 事 者	住 所 職 業 氏 名 車 種 免 許	勤 務 先 生 年 月 日 登 録 番 号 等 運 転 経 験	年	月	歳
死 傷 者 の 状 況	住 所	職 業	氏 名	年 齢	障 害 部 位 及 び 程 度

条件違反等の有無	有、無（有の場合は違反等の概要）
事故発生の状況	
現場略図	
許可（協議）を受けた者に対する措置	
備考	